

---

## 太陽光発電施設を目的とした農地転用をご検討の方へ

---

農業委員会では、農地転用の許可申請があったときは、「申請目的の実現の確実性」を確認するため、「申請に係る事業の施行に関して法令等（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること」（農地法施行規則第 47 条二の二）も確認しています。

「茨城町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）では、事業者等が太陽光発電設備を設置する際の責務として「近隣関係者及び地域住民等との良好な関係の保持に努めなければならない。」（条例第 4 条）など、町内における太陽光発電設備の適正な設置及び管理が求められています。

このことから、太陽光発電施設を目的とした農地転用許可申請を行う際には、下記のとおり取り扱うこととしますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和 7 年 8 月総会受付分から、農地転用許可申請の際には、条例に基づき、町みどり環境課へ提出した「事前協議」の届出の写しを添付してください。

また、農地転用許可書については、条例に基づき町から「実施協議終了通知」があった時点を許可日といたします。

なお、農業委員会の総会前に「実施協議終了通知」があった場合には、許可日は総会での審議後となります。また、その他農地転用許可に必要な他法令の手続きを行っている場合には、それらが済んでいることも確認したうえで許可となります。

そのため、事前相談や農地転用の許可申請を行う際には、条例の手続きの期間とともに、農地転用許可申請から許可、並びに許可後の工事着手までの期間を考慮し、準備期間を十分確保して行うようお願いいたします。

令和 7 年 6 月 30 日  
茨城町農業委員会